

# 住宅・建築物安全ストック形成事業対象要綱

国住備第159号  
平成21年3月27日  
国土交通省住宅局長通知

最終改正 平成29年3月31日 国住備第488号

## 第1編 総則

### 第1 通則

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に規定する住宅・建築物安全ストック形成事業の対象等に関しては、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他関係通知に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

## 第2編 住宅・建築物耐震改修事業

### 第2 定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号の定めるところによる。

#### 一 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。

#### 二 マンション

共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

#### 三 建築物

第一号に掲げる住宅以外の建築物をいう。

#### 四 耐震改修促進計画等

次のいずれかの計画をいう。

##### イ 耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項の都道府県耐震改修促進計画及び耐震改修促進法第6条第1項の市町村耐震改修促進計画をいう。

##### ロ 耐震診断実施計画

独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）又は耐震改修促進法第32条に規定する耐震改修支援センターが作成する耐震診断に係る計画をいう。

#### 五 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び要安全確認計画記載建築物として位置付けられることが確実なものをいう。

六 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

七 施行者

住宅・建築物耐震改修事業を行う地方公共団体、都市再生機構、耐震改修支援センター及び民間事業者等をいう。

八 補助事業者

住宅・建築物耐震改修事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から補助を受ける地方公共団体、都市再生機構及び耐震改修支援センター並びに国から補助を受けて住宅・建築物耐震改修モデル事業に関する事業を行う民間事業者等をいう。

九 既成市街地

住宅の密度が原則として30戸/ha以上となるおおむね5ha以上（住生活基本法第17条第2項第6号に規定する住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下「重点供給地域」という。）にあってはおおむね2ha以上）の区域（区域内住宅戸数が300戸以上の区域に限る。）をいう。

十 DID地区等

国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅の密度が30戸/ha以上となる5ha以上の区域（区域内住宅戸数が300戸以上の区域に限る。）をいう。

十一 地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。

十二 緊急輸送道路

地域防災計画及び耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路をいう。

十三 避難路

地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。

十四 避難地

地域防災計画に位置付けた避難地をいう。

十五 避難路沿道等

避難路の沿道または避難地に隣接する敷地をいう。

十六 死亡時一括償還型融資

高齢者が死亡時に一括償還をするタイプの融資をいう。

十七 特に倒壊の危険性が高い建物

次に掲げるいずれかの要件を満たす住宅及び建築物をいう。

イ 耐震診断の結果、 $I_s$ （構造耐震指標）の値が0.3未満相当であること。

ロ 耐震診断の結果、 $I_w$ （構造耐震指標）の値が0.7未満相当であること。

十八 特に倒壊の危険性が高い公的建築物

特に倒壊の危険性が高い建物のうち次に掲げるいずれかの要件を満たすものをいう。

イ 地方公共団体が所有する建築物

- ロ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に規定する地震防災緊急事業五箇年計画等において、公益上、緊急に耐震改修を促進するべきと位置づけられている建築物

#### 十九 密集市街地

次に掲げる要件に該当する市街地をいう。

- イ 地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上であること。ただし、重点供給地域にあつては25戸以上であること。
- ロ 原則として、次表の左欄に掲げる地区の住宅戸数密度の区分に応じ、地区内の住宅の戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

地区の住宅戸数密度	地区内の住宅戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合
30戸/ha以上40戸/ha未満	7割
40戸/ha以上50戸/ha未満	6割
50戸/ha以上60戸/ha未満	5割
60戸/ha以上70戸/ha未満	4割
70戸/ha以上	3割

なお、換算老朽住宅戸数とは、老朽住宅等の戸数及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編表16-(12)-1「建築物の老朽度等の測定基準」による評点が100以上130未満である住宅の戸数に10分の8を乗じて得た戸数の合計をいう。

### 第3 交付対象事業

交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物耐震改修事業及び住宅・建築物耐震改修事業を行う民間事業者等に対し地方公共団体が補助する事業とする。

### 第4 交付金の交付対象額

#### 1 住宅の耐震化の支援に関する事業

- 一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額に3分の2を乗じた額と地方公共団体が民間事業者等に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。
- 二 住宅の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる事業
  - イ 住宅の耐震診断に要する費用
  - ロ 住宅の擁壁の耐震診断に要する費用
  - ハ 住宅に係る耐震化のための計画の策定に要する費用
  - ニ 住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用
  - ホ 死亡時一括償還型融資（住宅の耐震改修に係るものに限る。）を活用する際に必

要な不動産鑑定費用、事務手数料その他必要な費用（保証料を除く。）

三 二号イに要する費用は、一戸建て住宅については 134,000 円／戸以内（診断を簡易に行う場合は 30,900 円／戸）を限度とし、一戸建て住宅以外の住宅については次に定める費用を限度とする。ただし、一戸建て住宅以外の住宅について設計図書の復元、第 3 者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,540,000 円を限度として加算することができる。

イ 面積 1,000 m<sup>2</sup>以内の部分は 3,600 円／m<sup>2</sup>以内

ロ 面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えて 2,000 m<sup>2</sup>以内の部分は 1,540 円／m<sup>2</sup>以内

ハ 面積 2,000 m<sup>2</sup>を超える部分は 1,030 円／m<sup>2</sup>以内

四 二号ロに要する費用は 30,900 円／件以内を限度とする。

## 2 建築物（住宅を除く。）の耐震化の支援に関する事業

一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額に 3 分の 2 を乗じた額（次号イ及びロ（平成 31 年 3 月 31 日までに着手する要安全確認計画記載建築物に係る事業に要する費用に限る。）、次号ハ（平成 31 年 3 月 31 日までに着手する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に係る事業に要する費用に限る。）、次号ニについては当該事業に要する額）、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額に 3 分の 2 を乗じた額と地方公共団体が民間事業者等に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

二 建築物の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる事業

イ 建築物の耐震診断に要する費用

ロ 建築物の擁壁の耐震診断に要する費用

ハ 建築物に係る耐震化のための計画の策定に要する費用

ニ 建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用

三 二号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第 3 者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,540,000 円を限度として加算することができる。

イ 面積 1,000 m<sup>2</sup>以内の部分は 3,600 円／m<sup>2</sup>以内

ロ 面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えて 2,000 m<sup>2</sup>以内の部分は 1,540 円／m<sup>2</sup>以内

ハ 面積 2,000 m<sup>2</sup>を超える部分は 1,030 円／m<sup>2</sup>以内

四 二号ロに要する費用は 30,900 円／件以内を限度とする。

## 3 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断に関する事業

一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額に 3 分の 2 を乗じた額と地方公共団体が民間事業者等に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

二 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断に関する事業に要する次に掲げる事業

イ 建築物等の耐震診断に要する費用

- ロ 建築物等の擁壁の耐震診断に要する費用
- 三 二号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円を限度として加算することができる。
  - イ 面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡以内
  - ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内
  - ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内
- 四 二号ロに要する費用は30,900円/件以内を限度とする。
- 4 住宅の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。）
  - 一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額（ただし、平成28年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、23.0%を乗じて得た額及び309,000円に戸数を乗じて得た額を合算した額）とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この項において同じ。）、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用と地方公共団体が民間事業者等に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。
  - 二 一戸建て住宅（第6項及び第7項によるもの、並びに密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で耐震改修工事及び防火改修工事を行うものは除く。）については、交付対象額は822,000円/戸（ただし、平成28年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、1,131,000円/戸）を限度とし、次号の規定は適用しない。
  - 三 住宅（マンションを除く。）の耐震改修工事費及び防火改修工事費の合計は、33,500円/㎡を限度とする。ただし、特に倒壊の危険性が高い建物のうち平成23年3月31日までに耐震改修工事に着手したものと及び密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で耐震改修工事及び防火改修工事を行うものにあつては、50,250円/㎡を限度とする。（以下、第6項及び第7項において同じ。）
  - 四 マンションの耐震改修工事費は、49,300円/㎡を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合にあつては82,300円/㎡を限度とする。（以下第6項及び第7項において同じ。）
  - 五 擁壁の耐震改修工事費は、見付面積に対し、49,400円/㎡を限度とする。（以下、第5項、第6項、第7項及び第8項において同じ。）
  - 六 一戸建て住宅については、第一号中「耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額」とあるのは「耐震改修工事費が100万円未満の場合は200,000円/戸、100万円以上200万円未満の場合は300,000円/戸、200万円以上300万円未満の場合は500,000円/戸、300万円以上の場合は700,000円/戸」と読み替えて、同号の規定を適用することができるものとし（物件ごとに適用する場合を除く）、こ

の場合において、第二号及び第三号の規定は適用しない。(第7項において同じ。)

## 5 建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業

一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用(耐震改修工事費に23.0%(地方公共団体が行う要緊急安全確認大規模建築物にあっては、平成31年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手するものに限り3分の2)を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。)、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用と地方公共団体が民間事業者等に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

二 建築物の耐震改修工事費は、50,300円/㎡を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は82,300円/㎡を乗じて得た額を限度とする。(ただし、第8項において、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、平成33年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,500円/㎡(天井の耐震改修とあわせて行う場合は5,200円/㎡)を加算した額を限度とする。)(第6項から第8項において同じ。)

## 6 緊急輸送道路沿道又は避難路沿道等(密集市街地、津波浸水により被害を受ける区域に係るもの等防災上重要なものに限る。)の住宅及び建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業(擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。)

一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用(耐震改修工事費及び防火改修工事費とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。)に3分の2を乗じた額(要安全確認計画記載建築物にあっては、平成31年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手するものに限り5分の4、住宅にあっては、平成28年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、耐震改修等に要する費用に3分の2を乗じた額及び309,000円に戸数を乗じた額を合算した額)、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の3分の2を乗じた額(住宅にあっては、平成28年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、耐震改修等に要する費用に3分の2を乗じた額及び309,000円に戸数を乗じた額を合算した額)と地方公共団体が民間事業者等に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

## 7 避難路沿道等(前項の対象となる避難路沿道等を除く。)の住宅及び建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業(擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。)

一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用(耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え

又は除却を行う場合にあつては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。)とし(ただし、住宅にあつては、耐震改修等に要する費用(ただし、平成28年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、2分の1を乗じた及び154,500円に戸数を乗じた額を合算した額)、民間事業者が当該事業を行う場合にあつては、耐震改修等に要する費用(住宅にあつては、耐震改修等に要する費用(ただし、平成28年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、2分の1を乗じた及び154,500円に戸数を乗じた額を合算した額))と地方公共団体が民間事業者等に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

## 8 避難所等の耐震改修又は建替えに関する事業

- 一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、耐震改修工事費(建替えを行う場合にあつては耐震改修工事費相当分とする。以下この号において同じ。)の3分の2(要安全確認計画記載建築物にあつては、平成31年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手するものに限り5分の4)を乗じた額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあつては、耐震改修工事費の3分の2を乗じた額と地方公共団体が民間事業者等に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

## 第5 雑則

第4第4項から第8項の事業であつて、平成33年4月1日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。

- 一 第4第4項第1号及び第2号は次のように読み替える。

「一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、耐震改修等に要する費用(耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあつては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この項において同じ。)に3分の2を乗じた額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあつては、耐震改修等に要する費用に3分の2を乗じた額又は地方公共団体が補助する額のうちいずれか少ない額とする。」

- 二 第4第5項第1号は次のように読み替える。ただし、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業(擁壁の耐震改修を含む。)については、平成31年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手する場合に限り、この号を適用しない。

「一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、耐震改修に要する費用(耐震改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあつては耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。)に3分の2を乗じた額、民間事業者が当該事業を行う場合にあつては、耐震改修に要する費用に3分の2を乗じた額又は地方公共団体が補助する額のうちいずれか少ない額とする。」

- 三 第4第6項第1号は次のように読み替える。ただし、要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業(擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による

延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。)については、平成31年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手する場合に限り、この号を適用しない。

「一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。）に3分の2を乗じた額、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の3分の2を乗じた額又は地方公共団体が補助する額のいずれか少ない額とする。」

四 第4第7項第1号は次のように読み替える。

「一 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）に3分の2を乗じた額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用に3分の2を乗じた額又は地方公共団体が補助する額のうちいずれか少ない額とする。」

五 第4第8項は次のように読み替える。ただし、要安全確認計画記載建築物の耐震改修又は建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）については、平成31年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手する場合に限り、この号を適用しない。

「 交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修工事費（建替えを行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。以下この号において同じ。）の3分の2を乗じた額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修工事費に3分の2を乗じた額又は地方公共団体が補助する額のいずれか少ない額とする。」

### 第3編 住宅・建築物アスベスト改修事業

#### 第5 定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

##### 一 施行者

住宅・建築物アスベスト改修事業を行う地方公共団体、都市再生機構、及び民間事業者等をいう。

##### 二 補助事業者

住宅・建築物アスベスト改修事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から補助を受ける地方公共団体、都市再生機構をいう。

##### 三 アスベスト含有調査等

住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成を含む。）をいう。

#### 四 アスベスト除去等

住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。）又は吹付けアスベスト等が施行されている住宅・建築物の除却をいう。

#### 五 アスベスト対策モデル事業等

実際の建築物におけるアスベスト含有調査等の実施又は検証、アスベスト除去等の実施及び検証その他効率的なアスベスト対策実施に必要な技術・知見の蓄積のために行うモデル事業（モデル事業の成果等の普及啓発を含む。）をいう。

#### 六 公的賃貸住宅

公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅等の平成 17 年度以前の年度の国の予算に係る補助金等の交付を受けて整備された賃貸住宅（以下「公営住宅等」という。）のうち、現に公営住宅等として管理されている住宅をいう。

#### 七 公的賃貸住宅アスベスト改修事業

住宅・建築物アスベスト改修事業のうち、公的賃貸住宅について事業主体（地方公共団体又は公的賃貸住宅を現に管理している者で、公的賃貸住宅アスベスト改修事業を施行する者をいう。以下同じ。）が行う、アスベスト含有調査等及びアスベスト除去等を行う事業をいう。

#### 八 建築物石綿含有建材調査者

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 25 年国土交通省告示第 748 号）第 2 条第 2 項に規定する者をいう。

### 第 6 交付対象事業

- 1 交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物アスベスト改修事業（都道府県が所有する建築物を対象とするアスベスト含有調査等に関する事業を除く。）（公的賃貸住宅アスベスト改修事業を含む。）並びに住宅・建築物アスベスト改修事業を行う民間事業者等に対し地方公共団体が補助する事業とする。

ただし、アスベスト含有調査等に関する事業については、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものを交付対象事業とし、アスベスト除去等に関する事業については、その事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものを交付対象事業とする。

- 2 前項の規定に基づき、交付金の交付対象となる事業は、次の事業区分に応じ、それぞれに掲げる期限までに着手したものを対象とする。

イ アスベスト含有調査等に関する事業 平成 29 年度末

ロ アスベスト除去等に関する事業 平成 32 年度末

（ただし、都道府県が所有する建築物については平成 28 年度末）

### 第 7 交付金の交付対象額

- 1 住宅・建築物アスベスト改修事業（公的賃貸住宅アスベスト改修事業を除く。）に係

る交付対象額は、次の各号に掲げる交付対象額を合計した額とする。

一 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業

交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、当該事業に要する費用、民間事業者等が当該事業を行う場合にあつては、当該事業に要する費用に3分の2を乗じた額と地方公共団体が民間事業者等に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

二 アスベスト含有調査等に関する事業

交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト含有調査等に要する費用（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。また、耐震診断を一体的に実施する場合にあつては、耐震診断と共通して必要となる費用を含む。以下同じ。）に9分の20を乗じた額と国土交通大臣が認める額のうちいずれか少ない額、民間事業者が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト含有調査等に要する費用に9分の20を乗じた額、国土交通大臣が認める額及び地方公共団体が民間事業者に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

三 アスベスト除去等に関する事業

イ 交付金の交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト除去等に要する費用（調査設計計画費を含み、特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものにあつては、補償費を含む。また、耐震改修等を一体的に実施する場合にあつては、耐震改修等と共通して必要となる費用を含む。住宅・建築物の除却を行う場合にあつてはアスベスト除去等に要する費用相当分とする。以下同じ。）に3分の2を乗じた額、民間事業者が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト除去等に要する費用に3分の2を乗じた額と地方公共団体が民間事業者に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

ロ 調査設計計画費には、アスベスト除去等のための複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む（第2項第二号において同じ。）。

四 アスベスト対策モデル事業等に関する事業

交付金の交付対象額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト対策モデル事業等に要する費用（モデル事業の成果等の普及啓発に要する費用を含む。以下同じ。）に9分の20を乗じた額と国土交通大臣が認める額のうちいずれか少ない額、民間事業者が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト対策モデル事業等に要する費用に9分の20を乗じた額、国土交通大臣が認める額及び地方公共団体が民間事業者に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

2 公的賃貸住宅アスベスト改修事業に係る交付対象額は、次の各号に掲げる交付対象額を合計した額とする。

一 アスベスト含有調査等に係る対象額

交付金の交付対象額は、地方公共団体が事業主体である場合にあつては、アスベスト含有調査等に要する費用に9分の20を乗じた額と国土交通大臣が認める額のうちいずれか少ない額、事業主体が地方公共団体以外の場合にあつては、アスベスト含

有調査等に要する費用に9分の20を乗じた額、国土交通大臣が認める額及び地方公共団体が事業主体に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

## 二 アスベスト除去等に係る対象額

交付金の交付対象額は、地方公共団体が事業主体である場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用（調査設計計画費及び補償費を含む。また、耐震改修等を一体的に実施する場合にあっては、耐震改修等と共通して必要となる費用を含む。住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除去等に要する費用相当分とする。）、事業主体が地方公共団体以外の場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用に3分の2を乗じた額と地方公共団体が事業主体に対し補助する額のうちいずれか少ない額とする。

## 第4編 がけ地近接等危険住宅移転事業

### 第8 交付対象事業等

交付対象事業等は、別表に掲げるものとする。

### 第9 補助事業実施計画

- 1 都道府県知事は、毎年度当初、各補助事業者より提出された当該年度のがけ地近接等危険住宅移転補助事業（以下「補助事業」という。）に係る危険住宅の戸数、移転方法、除却等費及び建物助成費についての事業実施計画を取りまとめ地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 地方整備局等は、事業実施計画を受理した場合は、すみやかに当該年度に国の交付金を交付しようとする事業について都道府県知事に通知するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合は、すみやかに補助事業者に対して通知するものとする。

## 第5編 交付の申請等

### 第10 交付金の交付の申請

- 1 補助事業者は、住宅・建築物安全ストック形成事業に係る補助金交付申請を耐震改修促進計画等に基づき作成しなければならない。

### 第11 運営

交付金の交付については、次の各号に定めるところによる。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）
- 二 その他関連通知に定めるもの

## 附則

### 第1 施行期日

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

## 第2 削除

第3 公的賃貸住宅アスベスト改修事業対象要綱(平成18年2月3日付け国住備第92号)は廃止する。

### 附則

#### 第1 施行期日

この要綱は平成21年5月29日から施行する。

### 附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は平成22年11月26日から施行する。

### 附則

#### 第1 施行期日

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

### 附則

#### 第1 施行期日

この要綱は平成25年2月26日から施行する。

### 附則

#### 第1 施行期日

この要綱は平成26年2月6日から施行する。

### 附則

#### 第1 施行期日

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

### 附則

#### 第1 施行期日

この要綱は平成27年2月3日から施行する。

### 附則

この要綱は平成27年4月9日から施行する。

### 附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

## 附則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 かけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助対象事業費

経費の配分		補助事業者	間接補助事業者	補助事業の内容	補助対象額	補助率	
移 転 事 業 に 要 す る 経 費	事業費	危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	地方公共団体	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	1戸当たり 802 千円を限度とする。	1/2
	事業費	危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費 (建物助成費)	地方公共団体	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率 8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり 4,150 千円(建物 3,190 千円、土地 960 千円)を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域(以下「特殊土壌地帯等」という。)については、1戸当たり 7,227 千円(建物 4,570 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 597 千円)を限度とする。	1/2